

# 令和元年度介護職員（等特定）処遇改善加算の実績報告書に係る「賃金改善」の考え方について（概要）

R2.6.18作成

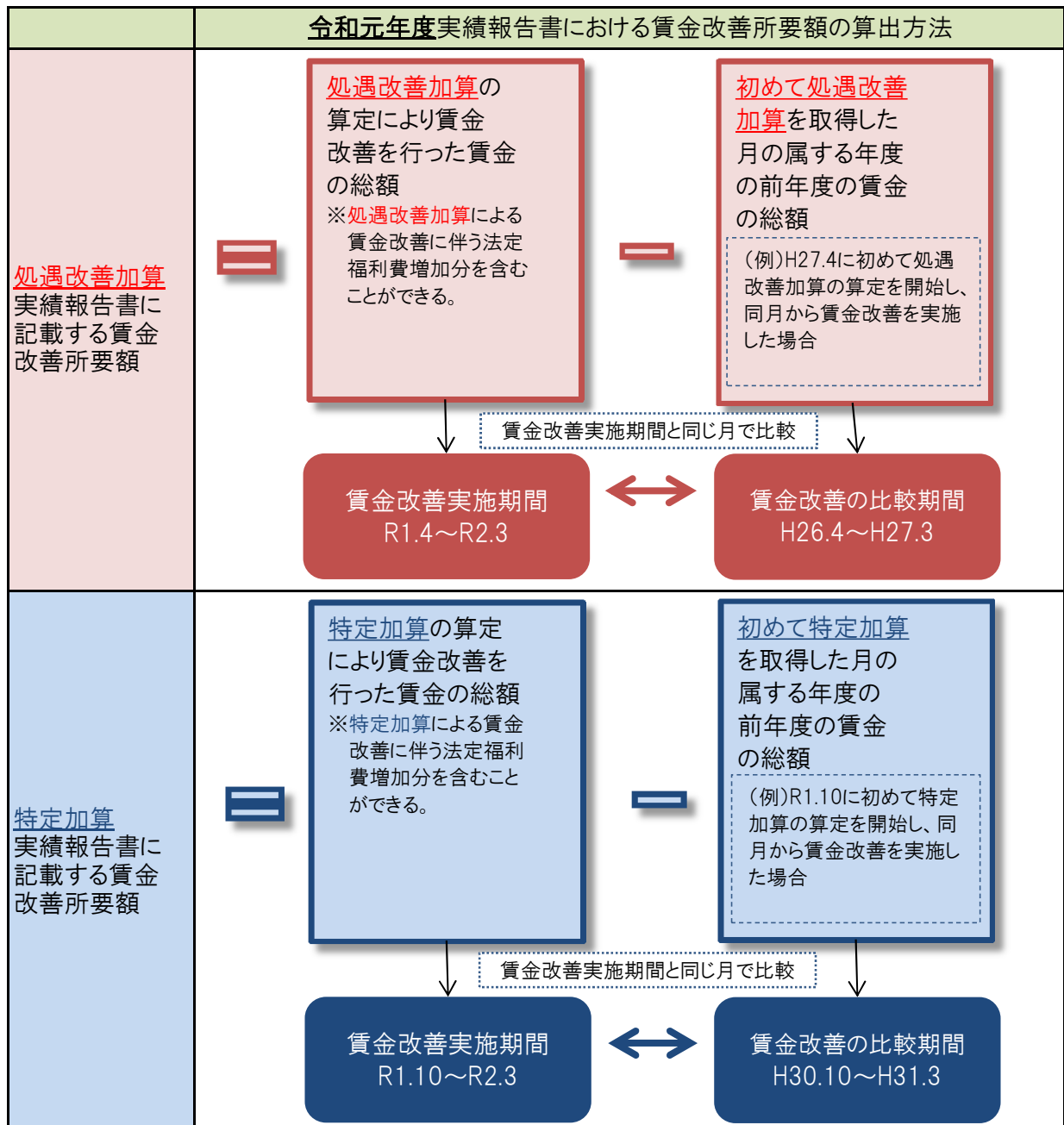
※以下、「介護職員処遇改善加算」を「**処遇改善加算**」  
「介護職員等特定処遇改善加算」を「**特定加算**」といいます。

- 「令和元年度」の**処遇改善加算**・**特定加算**実績報告書に記載する「賃金改善の額」は、それぞれの加算で異なります。

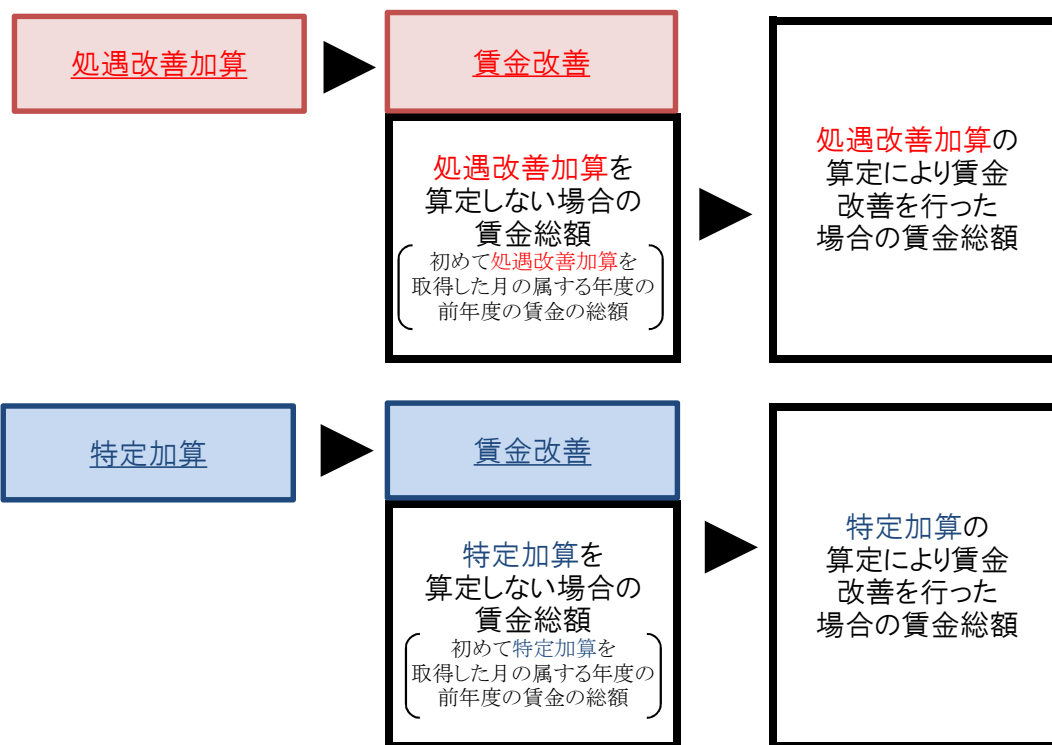
※記載内容については、今後、厚生労働省から発出されるQ&A等により、内容が変更される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

## 処遇改善加算・特定加算の令和元年度実績報告書に記載する「賃金改善所要額」の違い

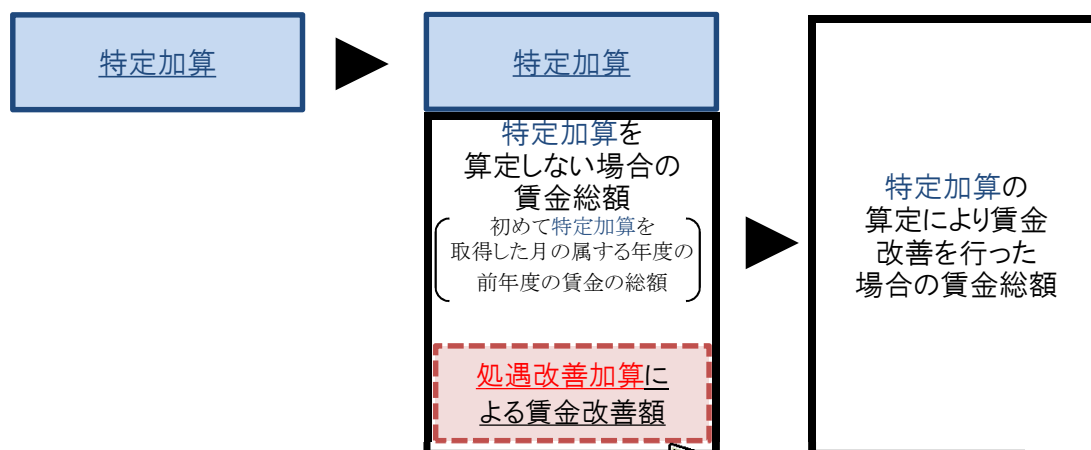
- ・ 処遇改善加算の実績報告書に記載する「賃金改善所要額」と、特定加算の実績報告書に記載する「賃金改善所要額」は、次のように異なります。



※「賃金改善」のイメージ



「**処遇改善加算**」も「**特定加算**」も取得している事業者の「**特定加算**」実績報告書  
( \* **処遇改善加算**をH27年度、**特定加算**をR1年度に初めて取得した場合 )



特定加算を令和元年度に初めて取得した場合、その前年度の賃金総額には、既に算定していた**処遇改善加算**による賃金改善額が含まれます。

(参考)

令和3年度に提出する「令和2年度」の実績報告書と、今回提出する「令和元年度」の実績報告書に記載する「賃金所要額」算出方法は異なっていますので下記のとおりお示します。

		処遇改善加算の賃金改善所要額の算出方法	
<b>【今回提出分】</b> 令和元年度	=	<b>処遇改善加算</b> の算定により賃金改善を行った賃金の総額 ※ <b>処遇改善加算</b> による賃金改善に伴う法定福利費増加分を含むことができる。 ※特定加算による賃金改善額を除く。	初めて <b>処遇改善加算</b> を取得した月の属する <b>年度の前年度</b> の賃金の総額  (例)H27.4に初めて <b>処遇改善加算</b> の算定を開始し、同月から賃金改善を実施した場合 →H26.4～H27.3の <b>賃金の総額</b>
<b>【参考】</b> 令和2年度 ※令和3年度提出分	=	<b>処遇改善加算</b> の算定により賃金改善を行った賃金の総額 ※ <b>処遇改善加算</b> による賃金改善に伴う法定福利費増加分を含むことができる。 ※特定加算による賃金改善額を除く。	H31.1～R1.12の賃金の総額 ※ <b>処遇改善加算</b> による賃金改善額を除く ※ <b>特定加算</b> による賃金改善額を除く ※ <b>事業者</b> による独自の賃金改善額を除く
		特定加算の賃金改善所要額の算出方法	
<b>【今回提出分】</b> 令和元年度	=	<b>特定加算</b> の算定により賃金改善を行った賃金の総額 ※ <b>特定加算</b> による賃金改善に伴う法定福利費増加分を含むことができる。 ※(令和元年度の) <b>処遇改善加算</b> による賃金改善額を除く。	初めて <b>特定加算</b> を取得した月の属する <b>年度の前年度</b> の賃金の総額  (例) R1.10に初めて <b>特定改善加算</b> の算定を開始し、同月から賃金改善を実施した場合 →H30.10～H31.3の <b>賃金の総額</b>
<b>【参考】</b> 令和2年度 ※令和3年度提出分	=	<b>特定加算</b> の算定により賃金改善を行った賃金の総額 ※ <b>特定加算</b> による賃金改善に伴う法定福利費増加分を含むことができる。 ※ <b>処遇改善加算</b> による賃金改善額を除く。	H31.1～R1.12の賃金の総額 ※ <b>処遇改善加算</b> による賃金改善額を除く ※ <b>特定加算</b> による賃金改善額を除く ※ <b>事業者</b> による独自の賃金改善額を除く